

第1章

# 計画策定の考え方

ここでは、本計画策定にあたっての基本的事項として、位置づけや役割、目標年次、構成と内容、策定体制と町民参加について明らかにします。

## 1 ● 位置づけ

本計画は、他の計画等との関係により次のように位置づけられます。

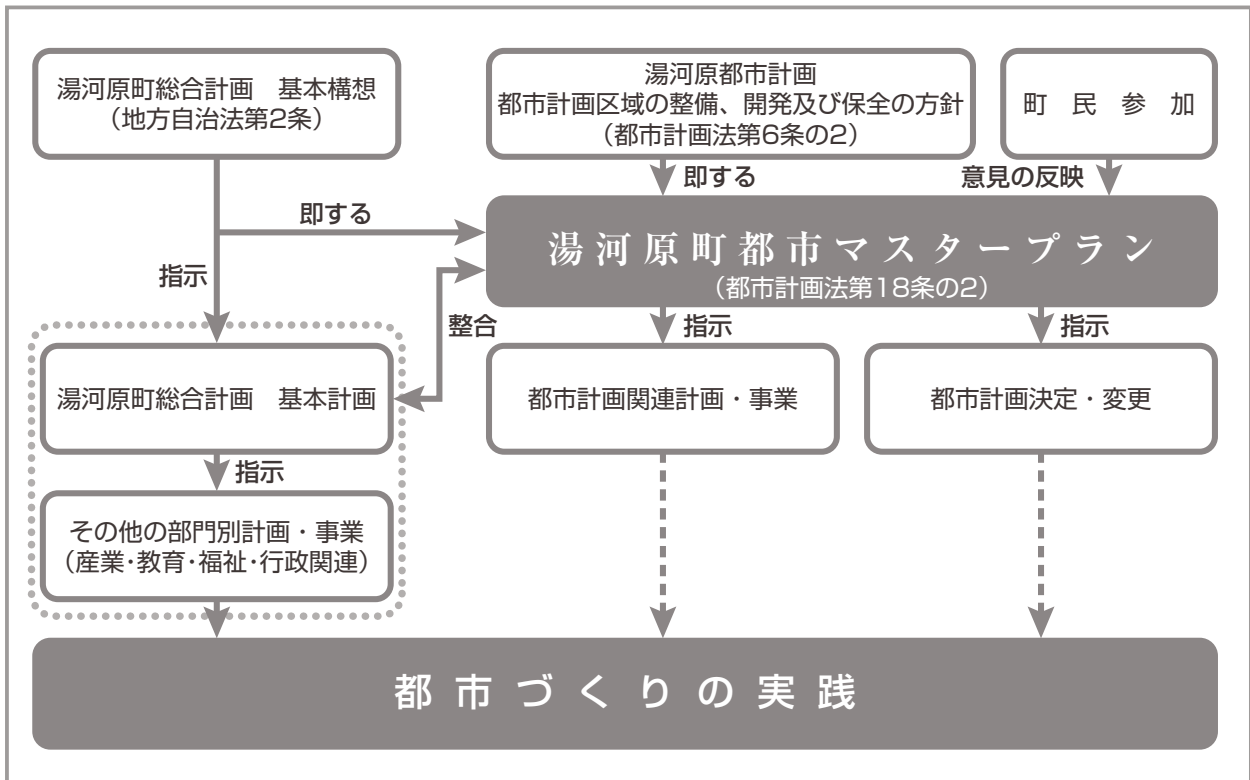
### I・「湯河原町総合計画 基本構想」等に即して策定される都市計画に関する部門別計画です

本計画は、町民参加のもと、その意見を適切に反映しながら、「湯河原町総合計画 基本構想」（地方自治法第2条）及び「湯河原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画法第6条の2）に即して策定される都市計画に関する部門別計画であり、都市計画に関する計画・事業や具体的な都市計画の決定・変更の際に指示を与えるものです。

### II・「湯河原町総合計画 基本計画」等との整合を図ります

本計画は、「湯河原町総合計画 基本計画」並びにそれに基づいて実施される「その他の部門別計画・事業」が指示する項目の中で、都市計画に関する項目については、本計画の前提として整合を図ります。

湯河原町都市マスタープランの位置づけ



## 2 ● 役 割

本計画は、次に示すような役割を有します。

<b>I・都市計画についての総合的な指針です</b>
<p>本計画は、湯河原町総合計画の都市計画に関する部分を補完・充実し、実現を図るための計画であり、都市計画に関する施策・事業を具体的に誘導する総合的な指針としての役割を担います。</p>
<b>II・町民等に施策・事業の方向性を明らかにし、規制・誘導の効果を導きます</b>
<p>本町の都市計画は、町行政だけでなく、町民や民間企業、町以外の行政各機関等の様々な主体によって実現されるものです。</p> <p>本計画は、町民等の様々な都市・地域づくりにかかわる行為に対し直接の権利制限や義務づけを伴うものではありませんが、町行政の目標、施策・事業の展開方向等を対外的に明らかにすることで、町行政と各主体との協働作業をより円滑に推進するとともに、事実上の規制・誘導の効果を導く役割を担います。</p>
<b>III・行財政計画や実施計画の策定にあたっての指針とします</b>
<p>本計画は、都市計画に関する施策・事業における、中長期的視点に立った事業計画及びその財政計画、また、各年度の予算編成、実施計画の策定にあたっての指針としての役割を担います。</p>

## 3 ● 目標年次

本計画は、おおむね 20 年後を見据えた計画として、計画の初年次を平成 21 年（西暦 2009 年）、目標年次を平成 37 年（西暦 2025 年、町村合併 70 周年）とします。

また、中間年次は、平成 27 年（西暦 2015 年、町村合併 60 周年）とします。

## 4 ● 構成と内容

### ■ 1 ■ 章立て構成

本計画の章立ての構成とその内容は、次に示すとおりです。

#### 序章 改訂にあたって

本計画の改訂にあたって、その背景と必要性、改訂の特色並びに改訂後の取組等についての考え方を明らかにします。

#### 第1章 計画策定の考え方

本計画策定にあたっての基本的事項として、位置づけや役割、目標年次、構成と内容、策定体制と町民参加等について明らかにします。

#### 第2章 湯河原町の現状と都市づくりの課題

本町の現状を把握するため、「湯河原町のあゆみと今日の姿」として、歴史的背景、取り巻く状況、特色と魅力、都市づくりの経緯と現状及び町民の意識等について調査・分析を行います。

さらに、こうした本町の現状から課題を導き出し、それらを踏まえて、今後の都市づくりにおいて対応すべき基本的課題を明らかにします。

#### 第3章 都市づくりの基本目標

本町が目指すべき都市づくりの基本的な方向として、将来都市像と都市空間構造及び都市づくりの基本戦略からなる目標体系を明らかにします。

#### 第4章 分野別の都市づくりの方針

都市づくりの基本目標の具体化に向けて、土地利用の規制・誘導をはじめ、都市施設等の整備や市街地・集落地のまちづくり、さらには今日的なテーマである人と自然にやさしいまちづくり（環境共生、景観形成、都市防災、福祉）といった分野別の都市づくりの方針を明らかにします。

#### 第5章 地域別のまちづくりの方針

町全体の都市づくりに係る分野別の基本的な方針との整合を図りながら、町民の身近な生活空間となる地域毎のより即地的で詳細なまちづくりの方針を明らかにします。

#### 第6章 都市づくりの実現に向けて

本町における都市づくりを円滑かつ効果的に実現していくために、実行体制、主要な施策・事業の実行プログラム、実行財源とその支援方策及び計画の進行管理システムのあり方について明らかにします

## ■ 2 ■ 文章表現について

本計画の文章表現（語尾の記述）については、実施主体や計画内容の熟度等に従い、次に示すとおりとします。

表現方法	実施主体等	計画内容の熟度等	
～目指します。	・町が主体、町と町民・事業者と協働	・「都市づくりの基本目標」に関する事項 ・「分野別の都市づくりの方針」における基本方針に関する事項 ・「地域別のまちづくりの方針」における基本目標に関する事項	目標・方針レベル
～図ります。		・「分野別の都市づくりの方針」及び「地域別のまちづくりの方針」における各種施策の基本的な方向に関する事項	
～推進します。 ～進めます。 ～取り組みます。	・町が主体	・本計画の重点事業に位置づけられている事項 ・総合計画に位置づけられている事項 ・既に事業着手されている事項	個別施策レベル
～努めます。	・町が主体	・施策の実現化に時間がかかるが、継続して取り組んでいく事項	
～検討します。	・施策の実現化に向けて、事業主体や計画内容等について庁内・関係機関・町民等との協議・調整・検討が必要な事項		
～促進します。 ～誘導します。	・町が町民や事業者（民間企業、国・県等）の取組を誘導・促進	—	

## 5 ● 策定体制と町民参加

本計画は、次に示すような策定体制と町民参加をもって立案しました。

### ① 庁内検討会議の開催

- ・関係部課長等による計画の立案・調整のための庁内検討会議の開催

### ② 町民アンケート調査の実施

- ・現在の居住地、今後のまちづくり及びまちづくりへの参加等についての町民アンケート調査の実施

### ③ 関係各課ヒアリングの実施

- ・総合計画等に掲げる既定の主要施策・事業の内容・進捗状況・今後の予定等についての関係各課ヒアリングの実施

### ④ 素案等の周知

- ・住民説明会の開催及びホームページ・広報・都市計画課窓口等における素案等の公表と意見募集

### ⑤ 議会への報告

- ・本計画の素案及び原案の報告等の実施

### ⑥ 町都市計画審議会における審議

- ・本計画の原案についての審議